

四半期報告書

(第22期第3四半期)

自 平成23年9月1日

至 平成23年11月30日

株式会社ティーツー

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 販売及び仕入の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	10
(7) 議決権の状況	10

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	13
(2) 四半期損益計算書	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	21

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年1月13日
【四半期会計期間】	第22期第3四半期（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日）
【会社名】	株式会社テイツー
【英訳名】	TAY TWO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 久志
【本店の所在の場所】	岡山市北区今村650番111 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記にて行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目1番1号住友五反田ビル5F
【電話番号】	03-(5719)-4580 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 荒井 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第3四半期連結 累計期間	第22期 第3四半期 累計期間	第21期 第3四半期連結 会計期間	第22期 第3四半期 会計期間	第21期 連結会計年度
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高（千円）	27,144,039	24,880,155	9,047,922	8,111,082	39,689,677
経常利益（千円）	390,748	281,096	77,413	1,812	870,738
四半期（当期）純利益または 四半期純損失（△）（千円）	185,087	△194,367	26,783	△54,196	387,578
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	17,481	—	8,150	—
資本金（千円）	—	—	1,165,507	1,165,507	1,165,507
発行済株式総数（株）	—	—	551,400	551,400	551,400
純資産額（千円）	—	—	5,336,569	5,191,094	5,534,614
総資産額（千円）	—	—	12,618,545	11,551,310	11,323,558
1株当たり純資産額（円）	—	—	10,084.34	10,010.09	10,478.80
1株当たり四半期（当期）純利益 金額または四半期純損失金額 （△）（円）	357.48	△375.41	51.73	△104.68	748.57
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	150	110	—	—	260
自己資本比率（％）	—	—	41.4	44.9	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	394,416	△378,194	—	—	1,790,015
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△299,880	219,830	—	—	△340,014
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△183,317	△137,021	—	—	△973,567
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	927,498	1,073,265	1,492,713
従業員数（人）	—	—	484	407	476

- （注） 1. 前連結会計年度までは連結財務諸表を作成しているため、第21期第3四半期累計（会計）期間及び第21期事業年度に代えて第21期第3四半期連結累計（会計）期間及び第21期連結会計年度について記載しております。
2. 第21期第3四半期連結累計（会計）期間及び第21期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第22期第3四半期累計（会計）期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間においてアイ・カフェ事業を譲渡致しました。

なお、同事業譲渡の詳細につきましては、「注記事項（企業結合等関係）」をご覧ください。

また、主要な関係会社における異動につきましては、「3. 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、平成23年10月に設立したTAY TWO MARKETING, INC. は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため非連結子会社としております。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（人）	407 [447]
---------	-----------

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第3四半期会計期間の平均人員（1人1日8時間換算）を [] 外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)		前年同期比 (%)
	金額 (千円)	構成比 (%)	
リサイクル品			
本	1,078,453	13.3	—
ゲーム	1,775,092	21.9	—
CD	180,819	2.2	—
ビデオ・DVD	225,690	2.8	—
その他	3,092	0.0	—
小計	3,263,148	40.2	—
新品			
本	153,171	1.9	—
ゲーム	4,177,884	51.5	—
CD	169,858	2.1	—
ビデオ・DVD	144,442	1.8	—
その他	15,746	0.2	—
小計	4,661,103	57.5	—
レンタル	47,208	0.6	—
業務提携	4,972	0.1	—
その他	17,323	0.2	—
マルチパッケージ販売事業	7,993,756	98.6	—
その他	117,326	1.4	—
合計	8,111,082	100.0	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第22期より四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較は行っておりません。

(2) 仕入実績

当第3四半期会計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

区分	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)		前年同期比 (%)
	金額 (千円)	構成比 (%)	
リサイクル品			
本	344,869	4.9	—
ゲーム	1,446,973	20.4	—
CD	68,185	1.0	—
ビデオ・DVD	111,127	1.6	—
その他	1,500	0.0	—
小計	1,972,657	27.9	—
新品			
本	131,876	1.9	—
ゲーム	4,526,846	64.0	—
CD	148,850	2.1	—
ビデオ・DVD	150,758	2.2	—
その他	15,954	0.2	—
小計	4,974,286	70.4	—
レンタル	23,575	0.3	—
その他	6,732	0.1	—
マルチパッケージ販売事業	6,977,251	98.7	—
その他	93,407	1.3	—
合計	7,070,658	100.0	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第22期より四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較は行っておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上重要な契約等の決定はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災によるサプライチェーンの停滞や電力不足といった供給制約からは徐々に回復しているものの、ギリシャを発端とするヨーロッパ財政危機に伴う海外経済の減速や、企業の想定レートを大きく上回る円高の長期化などから、先行きの不透明感が高まっております。当社が属する小売・サービス業におきましても、消費マインドの冷え込みは続いており、依然として厳しい経営環境にあります。

こうした経営環境の下、当社は今後の成長性が期待されるEC部門へシステム投資を行い、ユーザーインターフェースのみならずバックヤードのシステムの改善を図ってまいりました。一方で店舗運営につきましては、競争力が低下した店舗の改装を集中的に行い、今後の売上確保のための基盤づくりに注力いたしました。また、古本市場直営店1店舗を閉店し、古本市場加古川別府店（兵庫県）を出店するなど、店舗網強化を図ってまいりました。

こうした取組みの結果、当第3四半期会計期間の売上高は81億1千1百万円となりました。一方で利益の面では、店舗改装を集中的に行ったことやEC部門のシステム投資の実施により営業利益は4百万円、経常利益は1百万円となりました。なお、投資有価証券の売却損失等の特別損失計上により、四半期純損失は5千4百万円となりました。

また、平成23年9月12日を効力発生日として、当社のアイ・カフェ事業部門を会社分割し、株式会社カジ・コーポレーションに承継いたしました。これにより、キャッシュ・フローの大幅な改善を実現するとともに、既存政策の抜本的な見直しを図り、経営資源の選択と集中を図ることができました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は115億5千1百万円となり、前事業年度末と比べて2億9千3百万円増加いたしました。これはアイ・カフェ事業部門の会社分割による減少があったものの、繁忙期に備えた商品の増加によるものです。負債は63億6千万円となり、前事業年度末と比べて6億2千1百万円増加いたしました。これは資産除去債務の計上、短期借入金の増加によるものです。純資産は51億9千1百万円となり、前事業年度末と比べて3億2千8百万円減少いたしました。これは資産除去債務に関する会計基準の適用等に伴う四半期純損失によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期会計期間末と比較して1億7千8百万円増加し、10億7千3百万円となりました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、4億8千万円の支出となりました。主な要因は税引前四半期純損失4千5百万円、減価償却費1億2千8百万円、棚卸資産の増加11億3千3百万円、仕入債務の増加8億3千2百万円、法人税等の支払1億9千2百万円等であります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、2億4千万円の収入となりました。主な要因は有形固定資産の取得による支出3千万円、無形固定資産の取得による支出6千6百万円、差入保証金の回収による収入3千万円、事業譲渡による収入3億4千5百万円等であります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、4億1千8百万円の収入となりました。主な要因は、短期借入金の増加7億円、長期借入金の返済による支出1億8千1百万円、配当金の支払による支出5千4百万円、リース債務の返済による支出4千4百万円等であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

I 財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う古本市場店舗の運営等を通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、すべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社の経営理念の実践を前提として、当社は、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社の主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う「古本市場」を中心とするリアル店舗、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門等を営んでおり、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての事業運営を行っております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

このように、当社の事業においては、顧客、従業員、取引先、株主、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行うことによって確保・向上されるべきものと考えております。

III 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策について)の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

IV 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

①当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成20年5月27日開催）において決議されましたが、平成22年開催の定時株主総会終結時までで満了を迎えたため、承継・更新することとし、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成22年5月26日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様のご過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成24年開催予定の定時株主総会終結時までとしております。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。

したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様のご意思が反映され、株主の皆様が当社の主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

②当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様のご法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

③当該取組みが会社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1. 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、平成23年9月12日付でアイ・カフェ事業部門を会社分割し、株式会社カジ・コーポレーションに承継したことに伴い、以下の設備が主要な設備ではなくなりました。

事業所名	設備の内容	帳簿価額					(単位:千円)
		建物及び構築物	車両運搬具	器具及び備品	土地(面積㎡)	リース資産	合計
営業用施設 アイ・カフェ岡山 本店他13店舗	店舗 設備	190,317	—	15,123	—	1,833	207,272

2. 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間において計画していた重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

①株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

②発行済株式

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	551,400	551,400	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	551,400	551,400	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

平成20年5月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	7,900(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	7,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	7,898
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日 至平成24年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 7,898 資本組入額 3,949
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 取締役4名、監査役3名及び従業員101名に付与しております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が時価を下回る価額で新株を発行(新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く)するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(「年間発行価額の上限」という。)を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成20年5月27日開催の第18期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

平成23年 5月25日 定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	9,160(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	9,160
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	5,228
新株予約権の行使期間	自平成25年6月1日 至平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 5,228 資本組入額 2,614
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 取締役5名及び従業員147名に付与しております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く)するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(「年間発行価額の上限」という。)を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
該当事項はありません。

(4) ライツプランの内容
該当事項はありません。

(5) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	—	551,400	—	1,165,507	—	1,119,796

(6) 大株主の状況

大量保有報告書等の写し等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 議決権の状況

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①発行済株式

平成23年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 33,652	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 517,748	517,748	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	551,400	—	—
総株主の議決権	—	517,748	—

②自己株式等

平成23年11月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)ティーツー	岡山市北区今村650 番111	33,652	—	33,652	6.10
計	—	33,652	—	33,652	6.10

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	6,190	5,390	5,380	5,100	4,945	4,910	4,670	5,030	5,150
最低（円）	4,450	4,700	4,840	4,490	4,670	4,580	4,325	4,400	4,650

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	異動年月日
取締役	相談役	大橋 康宏	平成23年12月21日

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼業務本部長兼総務部長兼情報システム部長	取締役	チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼アイ・カフェ本部長兼業務本部長兼総務部長	関本 慎治	平成23年9月12日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

(3) 前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は四半期財務諸表を作成していないため、前第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期損益計算書並びに第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結損益計算書並びに前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表については、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は連結子会社であったインターピア株式会社の位置付けを見直した結果、同社取締役就任してございました当社取締役2名が、任期満了の平成23年3月29日をもって同社取締役を退任した事に伴い、同社の財務及び事業の方針の決定を支配しないこととなったために連結の範囲から除外しており、また、平成23年8月31日付けで、子会社である民法上の任意組合テイツー“もったいない”ファンドを解散しております。

なお、平成23年8月10日付で子会社であるTWO-BASE株式会社及び平成23年10月22日付でTAY TWO MARKETING, INCを設立いたしましたが、資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結財務諸表を作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】
 【当第3四半期会計期間末】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間末
 (平成23年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,156,814
売掛金	330,224
商品	4,626,866
貯蔵品	24,514
その他	822,868
流動資産合計	6,961,286
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	937,187
その他（純額）	762,841
有形固定資産合計	※ 1,700,029
無形固定資産	276,850
投資その他の資産	
差入保証金	1,261,791
その他	1,351,351
投資その他の資産合計	2,613,142
固定資産合計	4,590,023
資産合計	11,551,310
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,960,461
短期借入金	700,000
1年内返済予定の長期借入金	575,622
賞与引当金	45,156
ポイント引当金	256,283
資産除去債務	3,271
その他	728,160
流動負債合計	4,268,954
固定負債	
長期借入金	924,473
退職給付引当金	243,669
役員退職慰労引当金	171,485
資産除去債務	403,942
その他	347,690
固定負債合計	2,091,261
負債合計	6,360,215

(単位：千円)

当第3四半期会計期間末
(平成23年11月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,165,507
資本剰余金	1,119,796
利益剰余金	3,148,648
自己株式	△249,199
株主資本合計	5,184,753
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△2,047
評価・換算差額等合計	△2,047
新株予約権	8,388
純資産合計	5,191,094
負債純資産合計	11,551,310

【前連結会計年度末】

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成23年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,576,249
売掛金	420,799
商品	3,506,284
繰延税金資産	217,660
その他	428,681
貸倒引当金	△275
流動資産合計	6,149,398
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,064,792
その他（純額）	833,122
有形固定資産合計	* 1,897,915
無形固定資産	
投資その他の資産	278,617
投資有価証券	79,461
長期貸付金	412,352
繰延税金資産	788,134
差入保証金	1,598,535
その他	121,156
貸倒引当金	△2,014
投資その他の資産合計	2,997,626
固定資産合計	5,174,159
資産合計	11,323,558
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,480,385
1年内返済予定の長期借入金	725,753
未払法人税等	265,850
賞与引当金	87,350
ポイント引当金	278,370
その他	789,407
流動負債合計	3,627,116
固定負債	
長期借入金	1,353,838
退職給付引当金	228,126
役員退職慰労引当金	170,567
その他	409,294
固定負債合計	2,161,826
負債合計	5,788,943

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成23年2月28日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,165,507
資本剰余金	1,119,796
利益剰余金	3,390,825
自己株式	△249,199
株主資本合計	5,426,930
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△2,394
為替換算調整勘定	843
評価・換算差額等合計	△1,551
新株予約権	28,498
少数株主持分	80,738
純資産合計	5,534,614
負債純資産合計	11,323,558

(2) 【四半期損益計算書】
【当第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	24,880,155
売上原価	17,984,869
売上総利益	6,895,285
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	193,379
従業員給料及び賞与	1,264,277
パート・アルバイト給与	834,103
賞与引当金繰入額	45,156
役員退職慰労引当金繰入額	19,879
退職給付費用	40,485
賃借料	1,499,926
減価償却費	399,399
その他	2,324,175
販売費及び一般管理費合計	6,620,781
営業利益	274,504
営業外収益	
受取利息	3,459
受取賃貸料	27,701
補助金収入	17,885
その他	14,411
営業外収益合計	63,458
営業外費用	
支払利息	29,240
不動産賃貸費用	23,911
その他	3,714
営業外費用合計	56,866
経常利益	281,096
特別利益	
新株予約権戻入益	21,001
その他	5,544
特別利益合計	26,546
特別損失	
固定資産除却損	6,176
減損損失	12,601
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	341,509
アイ・カフェ事業譲渡損失	102,199
その他	76,192
特別損失合計	538,678
税引前四半期純損失(△)	△231,036
法人税等	△36,668
四半期純損失(△)	△194,367

【前第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	
売上高	27,144,039
売上原価	19,813,094
売上総利益	7,330,944
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	234,022
パート・アルバイト給与	903,491
従業員給料及び賞与	1,353,080
役員退職慰労引当金繰入額	18,476
退職給付費用	27,038
賃借料	1,508,122
減価償却費	408,602
その他	2,464,521
販売費及び一般管理費合計	6,917,356
営業利益	413,588
営業外収益	
受取利息	3,967
受取配当金	708
受取賃貸料	28,554
その他	13,077
営業外収益合計	46,307
営業外費用	
支払利息	39,295
持分法による投資損失	4,896
不動産賃貸費用	24,935
その他	21
営業外費用合計	69,148
経常利益	390,748
特別利益	
貸倒引当金戻入額	11,762
固定資産売却益	11
新株予約権戻入益	64
特別利益合計	11,837
特別損失	
固定資産除却損	10,783
店舗閉鎖損失	3,431
特別損失合計	14,215
税金等調整前四半期純利益	388,370
法人税等	198,080
少数株主利益	5,201
四半期純利益	185,087

【当第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	8,111,082
売上原価	5,947,549
売上総利益	2,163,533
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	79,373
従業員給料及び賞与	480,267
パート・アルバイト給与	269,059
賞与引当金繰入額	△57,052
役員退職慰労引当金繰入額	6,255
退職給付費用	13,230
賃借料	492,900
減価償却費	128,005
その他	747,403
販売費及び一般管理費合計	2,159,443
営業利益	4,089
営業外収益	
受取利息	834
受取賃貸料	9,861
その他	5,264
営業外収益合計	15,961
営業外費用	
支払利息	8,832
不動産賃貸費用	9,401
その他	3
営業外費用合計	18,238
経常利益	1,812
特別利益	
新株予約権戻入益	237
投資有価証券売却益	1,099
特別利益合計	1,337
特別損失	
固定資産除却損	3,570
減損損失	12,601
アイ・カフェ事業譲渡損失	16,199
投資有価証券売却損	15,499
その他	339
特別損失合計	48,210
税引前四半期純損失 (△)	△45,061
法人税等	9,135
四半期純損失 (△)	△54,196

【前第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
売上高	9,047,922
売上原価	6,669,549
売上総利益	2,378,373
販売費及び一般管理費	
貸倒引当金繰入額	261
広告宣伝費	59,170
パート・アルバイト給与	302,419
従業員給料及び賞与	445,413
役員退職慰労引当金繰入額	7,502
退職給付費用	9,012
賃借料	510,303
減価償却費	138,664
その他	822,095
販売費及び一般管理費合計	2,294,844
営業利益	83,529
営業外収益	
受取利息	1,287
受取配当金	300
受取賃貸料	8,230
その他	4,645
営業外収益合計	14,462
営業外費用	
支払利息	12,954
不動産賃貸費用	7,624
営業外費用合計	20,578
経常利益	77,413
特別損失	
固定資産除却損	5,413
特別損失合計	5,413
税金等調整前四半期純利益	72,000
法人税等	41,465
少数株主利益	3,751
四半期純利益	26,783

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】
【当第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△231,036
減価償却費	419,835
減損損失	12,601
事業譲渡損益 (△は益)	102,199
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△22,086
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△33,417
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	29,326
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	917
受取利息及び受取配当金	△4,256
支払利息	29,240
長期貸付金の家賃相殺額	41,932
固定資産除却損	6,176
新株予約権戻入益	△21,001
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	341,509
売上債権の増減額 (△は増加)	35,429
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,124,310
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△41,271
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	39,835
仕入債務の増減額 (△は減少)	521,774
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△45,471
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△62,281
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	25,000
その他	69,603
小計	90,247
利息及び配当金の受取額	930
利息の支払額	△29,105
法人税等の支払額	△440,267
営業活動によるキャッシュ・フロー	△378,194
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△76,084
無形固定資産の取得による支出	△93,036
長期貸付金の回収による収入	9,585
長期前払費用の取得による支出	△14,312
差入保証金の差入による支出	△65,217
差入保証金の回収による収入	80,999
資産除去債務履行による支出	△38,072
投資有価証券の取得による支出	△18,879
事業譲渡による収入	425,414
その他	9,433

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成23年3月1日
至 平成23年11月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	219,830
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	700,000
長期借入金の返済による支出	△579,496
配当金の支払額	△111,694
リース債務の返済による支出	△145,831
財務活動によるキャッシュ・フロー	△137,021
現金及び現金同等物に係る換算差額	△39
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△295,425
現金及び現金同等物の期首残高	1,368,690
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,073,265

【前第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

前第3四半期連結累計期間
(自 平成22年3月1日
至 平成22年11月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	388,370
減価償却費	456,104
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△10,477
賞与引当金の増減額(△は減少)	△112,363
退職給付引当金の増減額(△は減少)	22,927
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	17,972
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△11,762
受取利息及び受取配当金	△4,675
支払利息	39,295
持分法による投資損益(△は益)	4,896
長期貸付金の家賃相殺額	46,271
固定資産売却損益(△は益)	△11
固定資産除却損	10,783
売上債権の増減額(△は増加)	△155,969
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,347,843
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△63,875
仕入債務の増減額(△は減少)	1,496,428
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△92,167
その他	△6,071
小計	677,834
利息及び配当金の受取額	929
利息の支払額	△41,963
法人税等の支払額	△242,383
営業活動によるキャッシュ・フロー	394,416
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額(△は増加)	△38
有形固定資産の取得による支出	△144,476
有形固定資産の売却による収入	18,500
無形固定資産の取得による支出	△150,990
差入保証金の差入による支出	△42,389
差入保証金の回収による収入	29,122
長期貸付けによる支出	△10,412
その他	804
投資活動によるキャッシュ・フロー	△299,880

(単位：千円)

前第3四半期連結累計期間
(自 平成22年3月1日
至 平成22年11月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△100,000
長期借入れによる収入	1,000,000
長期借入金の返済による支出	△744,917
自己株式の取得による支出	△4,558
配当金の支払額	△162,076
リース債務の返済による支出	△171,766
その他	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△183,317
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△88,782
現金及び現金同等物の期首残高	1,016,280
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 927,498

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更 (1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益は18,713千円減少し、税引前四半期純損失は360,222千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は490,782千円であります。	
(2) レンタル用資産の費用処理方法等 従来、レンタル用資産につきましては、レンタル事業に供した時点でその全額を費用処理しておりましたが、第1四半期会計期間より、レンタル事業に供した時点から経済的使用価値を勘案し、映像系レンタル資産の未償却残高(帳簿価額)の総額に対して、会社独自の償却率(耐用年数24ヶ月)による定率法によって月次で償却する方法に変更しております。 この変更はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との業務提携に伴い、レンタル事業方針の見直しを実施したことにより、レンタル用資産の導入が今後大幅に増加する見込みであること、また、レンタル運営システムの導入を行い、レンタル用資産の適切な管理が可能となったことから、費用収益管理の一層の明確化を図るために行ったものであります。 この結果、従来の方によった場合に比べ、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ5,704千円増加しており、税引前四半期純損失は5,704千円減少しております。	

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、3,078,748千円 あります。

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、2,721,204千円 あります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)	
現金及び預金勘定	1,011,001千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△83,503
現金及び現金同等物	927,498

当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在)	
現金及び預金勘定	1,156,814千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△83,548
現金及び現金同等物	1,073,265

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 551,400株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 33,652株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 8,388千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月25日 定時株主総会	普通株式	56,952	110	平成23年2月28日	平成23年5月26日	利益剰余金
平成23年10月11日 取締役会	普通株式	56,952	110	平成23年8月31日	平成23年11月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	17,481

	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	162,920
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	112,152
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	8,150

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

ストック・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 442千円

ストック・オプションの権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 237千円

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)

事業分離

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む取引の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社カジ・コーポレーション

(2) 分離した事業の内容

当社のアイ・カフェ事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、新経営体制のもと既存政策の抜本的な見直しを図り、経営資源の選択と集中を推進することと、『アイ・カフェ』の益々の発展を目的として株式会社カジ・コーポレーションに当該事業部門を譲渡することといたしました。

(4) 事業分離日

平成23年9月12日

(5) 法的形式を含むその他の取引の概要に関する事項

株式会社ティーツーを分割会社とし、株式会社カジ・コーポレーションを承継会社とする吸収分割

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

102,199 千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 30,736 千円

固定資産 606,452 千円

資産合計 637,189 千円

流動負債 9,426 千円

固定負債 89,563 千円

負債合計 98,990 千円

(3) 会計処理

移転したアイ・カフェ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

その他

4. 四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	会計期間	累計期間
売上高	163千円	777,839 千円
営業利益	△3,640千円	73,572 千円

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	8,271,599	641,337	134,985	9,047,922	—	9,047,922
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	249	—	13,163	13,412	△13,412	—
計	8,271,848	641,337	148,149	9,061,335	△13,412	9,047,922
営業利益 (△は営業損失)	314,703	1,196	11,898	327,798	△244,269	83,529

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	24,833,941	1,955,650	354,446	27,144,039	—	27,144,039
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	2,010	9,745	33,013	44,769	△44,769	—
計	24,835,952	1,965,396	387,459	27,188,809	△44,769	27,144,039
営業利益 (△は営業損失)	1,088,282	55,689	22,585	1,166,556	△752,967	413,588

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2. 各事業の内容

- (1)古本市場事業……………店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売及びリサイクル品の卸売り
- (2)アイ・カフェ事業……飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート
- (3)EC事業……………インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）及び前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）及び前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）において、海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間（自平成23年3月1日 至平成23年11月30日）及び当第3四半期会計期間（自平成23年9月1日至平成23年11月30日）

当社は、「マルチパッケージ販売事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業は金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第2四半期会計期間まで、「マルチパッケージ販売事業」を単一の報告セグメントとし、報告セグメントに含まれない事業セグメントを「その他」としてセグメント情報を開示しておりましたが、当第3四半期会計期間において「その他」の区分としておりましたアイ・カフェ事業を譲渡したため、「マルチパッケージ販売事業」の割合が一層高まり、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

（追加情報）

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	10,478.80円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	5,534,614
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	109,236
(うち新株予約権)	(28,498)
(うち少数株主持分)	(80,738)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	5,425,378
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	517,748

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	
1株当たり純資産額	10,010.09円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	5,191,094
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	8,388
(うち新株予約権)	(8,388)
普通株式に係る四半期末の純資産額 (千円)	5,182,705
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末の普通株式の数(株)	517,748

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	357.48円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
四半期純利益(千円)	185,087
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	185,087
期中平均株式数(株)	517,760
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	375.41円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
四半期純損失(千円)	194,367
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	194,367
期中平均株式数(株)	517,748
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	51.73円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
四半期純利益 (千円)	26,783
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	26,783
期中平均株式数 (株)	517,748
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

当第3四半期会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	104.68円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
四半期純損失 (千円)	54,196
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	51,496
期中平均株式数 (株)	517,748
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間
(自 平成23年9月1日
至 平成23年11月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年10月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………56,952千円

(ロ) 1株当たりの金額……………110円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成23年11月7日

(注) 平成23年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1 月 11 日

株式会社ティーツー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティーツーの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティーツー及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1 月 12 日

株式会社ティーツー

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員

業務執行社員

公認会計士

岩田 亘人

印

業務執行社員

公認会計士

熊谷 康司

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティーツーの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティーツーの平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用して財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。